

## 障害福祉就労継続支援施設（A型） 三和の里 運営規程

### （事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人つがる三和会が設置する「障害福祉就労継続支援施設（A型） 三和の里」（以下「事業所」という。）の、人員及び管理・運営に関する事項を定め、就労継続支援（A型）事業所の適切かつ円滑な運営管理を図ることを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条 事業所は、当サービスを利用する障害者（以下「利用者」という。）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に規定する者と雇用契約に基づき、通所により就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適正且つ効果的に行うものとする。また、一般就労に必要な知識、能力が高まった場合、一般就労への移行に向けて支援する。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の身体及び精神の状況ならびにその置かれている状況に応じて就労継続支援（A型）を提供するよう努めるものとする。
  - 3 事業所は、常に利用者の家族（以下「家族」という。）との連携を図り、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。
  - 4 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律37号。以下「法」という。）第4条第6号に規定する知的障害者居宅生活支援事業を行う者、他の知的障害者援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  - 5 前4項のほか、「障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### （事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 障害福祉就労継続支援施設（A型） 三和の里
- （2）所在地 青森県弘前市大字三和字下恋塚189-14

### （従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。なお、当事業所を利用する方々の障害支援区分に応じた適切な対応を図る為に、下記に加え必要な従業者を置くものとする。

- （1）施設長兼生活支援員 1名（常勤兼務）  
施設長として、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとし、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- （2）サービス管理責任者兼生活支援員 1名（常勤兼務）

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価を行うものとする。

- (3) 職業指導員 1名（常勤専従）
- (4) 生活支援員 28名（常勤兼務 27名、非常勤兼務 1名）
- (5) 事務職員 1名（常勤兼務）

職業指導員及び支援員は、職種を問わず利用者の職業指導、生活支援に務めるものとする。

- 2 障害者支援施設三和の里、障害福祉ケアホーム三和の里、障害福祉就労継続支援施設（A型）三和の里および障害福祉グループホーム三和の里の従業者は相互、常時、非常時において協力体制をとるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 原則年中無休とする。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後3時45分までとする。

（主たる対象とする障害の種別）

第6条 当事業所の主たる対象は、知的障害とする。

（定員）

第7条 利用定員は19名とする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（指定就労継続支援（A型）の内容）

第8条 指定就労継続支援（A型）の内容は以下のとおりとする。

- (1) 就労継続支援（A型）計画の作成
- (2) 事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供
- (3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (4) 上記を通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援

（主な生産活動の内容）

第9条 事業所で行う主な生産活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 農作物の生産・加工・販売
- (2) 養鶏による鶏卵の販売
- (3) 川魚の飼育と販売
- (4) 施設内外の清掃等

（支給決定障害者から受領する費用及びその額）

第10条 事業所がサービスを提供した際は、利用者若しくはその扶養義務者等から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は法定代理受領を行わない当該サービスを提供した際は、支給決定障害者から

法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適用される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

- 3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。
  - (1) 食事の提供に要する費用 … 別途契約書に定め、重要事項説明書に記載する。
  - (2) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービスの内容について説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 前項費用の精算にあつては、別紙利用契約書ならびに重要事項説明書に基づき支払を受けることとする。

（利用者負担額等に係る管理）

- 第11条 事業所は利用者等の依頼を受けて、利用者等が同一の月に指定就労継続支援（A型）を受けた時は、利用者等が当該同一の月に受けた指定就労継続支援（A型）に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額を超えるときは、事業所は、当該指定就労継続支援（A型）の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等に通知するものとする。

（訓練等給付費の額に係る通知等）

- 第12条 事業所は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援（A型）に係る費用の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者等に係る訓練等給付費の額を通知するものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援（A型）に係る費用の支払を受ける場合は、その提供した指定就労継続支援（A型）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対し交付する。

（事業所利用に当たっての留意事項）

- 第13条 サービスを受けるに当たっては、利用者は秩序を守るとともに、適正な設備使用に努め、又相互の親睦を図るものとする。

（障害者以外の者の雇用）

- 第14条 事業所は、利用者以外の者を指定就労継続支援（A型）事業に従事する作業員として雇用することがある。

（雇用契約の締結等）

- 第15条 事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が雇用契約に基づく就労が困難である場合は、事業

者は、雇用契約を締結しないことができるものとする。

#### (賃金の支払)

- 第16条 事業者は利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努める。
- 2 事業所は、雇用契約を締結した利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令に基づき、雇用契約書に記した賃金を支払うものとする。
  - 3 事業所は、前条第2項の規定により雇用契約を締結しない利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支給規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。
  - 4 前項の場合においては、1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

#### (利用者の労働時間及び作業時間)

- 第17条 雇用契約を締結した利用者に係る1日の労働時間は、5時間以上から8時間以下の範囲で、利用者の個別の状況を勘案し、雇用契約書を取り交わし決定する。
- 2 雇用契約を締結していない利用者に係る1日の所定作業時間は、原則として午前9時から午後3時45分とし、所定作業時間内であれば、個別支援計画に基づき行った作業に対して、時間単位で工賃を支給することができる。

#### (職場実習の実施)

- 第18条 事業所は、利用者が就労継続支援（A型）計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。
- 2 事業所は公共職業安定所、障害者就業、生活支援センターなどの関係機関と連携して利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受入先の確保に努める。

#### (求職活動の支援の実施)

- 第19条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援に努める。
- 2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適性や要望に応じた職場開拓に努める。

#### (職場定着のための支援の実施)

- 第20条 事業所は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者の就職した日から六ヶ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

#### (就職状況の報告)

- 第21条 事業所は就労継続支援（A型）利用者のうち前年度に就職した者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告するものとする。

(緊急時における対応方法)

第21条 従業者は、指定就労継続支援（A型）を提供している際に、利用者の病状が急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 事業所は利用者の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知することとする。

- (1) 正当な理由なく指定就労継続支援（A型）の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第23条 事業所は、指定就労継続支援（A型）の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(苦情解決)

第24条 事業所は、その提供した指定就労継続支援（A型）に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した指定就労継続支援（A型）に関し、法第15条の15の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、また利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置)

第25条 事業所は、利用者の人権擁護及び虐待防止等のため、必要な体制を整備するとともに従業者に対する研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第26条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備え定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営についての留意点)

第27条 事業所は、適切な指定就労継続支援（A型）サービスが提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 事業所は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者及び成年後見人等、またその家族等に関する個人情報を持する義務を負うこととする。
- 3 事業所は、従業員が正当な理由がなく、業務上知り得た利用者や成年後見人等、またその家族等に関する個人情報が在職中、退職後を問わず漏洩することがないよう必要な措置を講じる。
- 4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援（A型）の提供に関する諸記録を整備し、当該記録を完結の日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年5月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年9月1日から施行する。

この規定は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月20日から施行する。

この規定は、令和2年8月1日から施行する。

この規定は、令和2年8月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。